

佐賀大学医学部医学科共用試験 CBT・OSCE 実施要項

(平成18年11月16日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学医学部医学科の共用試験 CBT・OSCE の実施については、本要項の定めるところによる。

(試験の位置づけ)

第2条 共用試験 CBT・OSCE の合格は、4年次から5年次への進級資格要件の1つとする。

2 共用試験 CBT・OSCE の成績は、医学科4年次までの教育成果指標の一つとし、カリキュラム及び教育方法等の改善に資するものとする。

(試験の実施時期)

第3条 共用試験 CBT については、4年次の1月の第3週に実施することを原則とする。

2 共用試験 OSCE については、4年次の臨床入門最終日から2週目に実施することを原則とする。

(再試験及び追試験)

第4条 本試験を不合格となった者及び傷病その他やむを得ない理由により本試験を欠席した者は、再試験又は追試験を受験しなければならない。

2 前項の理由に該当し本試験を欠席する者は、あらかじめ試験欠席届及び医師の診断書又は理由書(その理由を記載し、説明できるもの)を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に提出できなかった者は、遅延理由書を添付して、可及的速やかに手続きを行わなければならない。

3 共用試験 CBT の再試験及び追試験は、本試験後4週目に実施する。

4 共用試験 OSCE の再試験及び追試験は、2月末日までに実施する。

(試験実施委員会)

第5条 教育委員会は、共用試験 CBT・OSCE を運用・実施するため、共用試験 CBT・OSCE それぞれに試験実施委員会を置く。

2 試験実施委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

(1) CBT 試験実施委員会

(ア) 総括責任者：地域医療科学教育研究センター地域包括医療教育部門の教授をもって充てる。

(イ) 副医学部長(教育担当)

(ウ) 医学科長

(エ) 実施委員

a サイトマネージャー1名：医学科(地域医療科学教育研究センター及び先端医学研究推進支援センターを含む)所属の教員の内から総括責任者が指名する。

b CBT モニター委員4名：基礎系の講師以上の教員から総括責任者が指名する。

(2) OSCE 試験実施委員会

(ア) 総括責任者：地域医療科学教育研究センター地域包括医療教育部門の

教授をもって充てる。

(イ) 副医学部長（教育担当）

(ウ) 医学科長

(エ) 実施委員

a ステーション責任者 7 名：各 OSCE ステーションあたり 1 名，原則として医学科臨床系教授又は准教授の内から総括責任者が指名する。

b その他：総括責任者が必要と認める者。

3 前項第 1 号及び第 2 号の実施委員の任期は 2 年とし，再任を妨げない。ただし，欠員により補充された委員の任期は前任者の残余の期間とする。

4 第 2 項第 1 号及び第 2 号の試験実施委員会委員長は総括責任者をもって充てる。

5 第 2 項第 1 号及び第 2 号の試験実施委員会は，CBT 問題作成検討部会委員，CBT 試験監督者，OSCE 評価者を次の基準により選出するものとする。

(1) CBT 問題作成検討部会委員 4 名：基礎系及び臨床系教員からそれぞれ 2 名を選出する。

(2) CBT 試験監督者 4 名：CBT モニター委員をもって充てる。

(3) OSCE 評価者約 40 名：臨床系の教員から選出する。

6 試験実施委員会は，審議事項を教育委員会に報告するものとする。

（成績評価）

第 6 条 共用試験 CBT・OSCE の成績評価は，合格，不合格のみで行う。

（合格判定）

第 7 条 共用試験 CBT の合否は，CBT 総括責任者が副医学部長（教育担当）及び医学科長と協議の上判定する。

2 共用試験 OSCE の合否は，OSCE 試験実施委員会で協議の上判定する。

附 則

この要項は，平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 18 年 11 月 16 日改正）

この要項は，平成 18 年 11 月 16 日から実施する。

附 則（平成 19 年 3 月 8 日改正）

この要項は，平成 19 年 4 月 1 日から実施する。